

株式会社クロックワーク 新型コロナウイルス感染症拡大第6波 対処方針

株式会社クロックワーク
代表取締役社長 伊志嶺哉

新型コロナ感染症急拡大に伴い、弊社のコロナ感染対策の方針を下記の通り、整理・決定し、必要な資材（抗原検査キット）を手配します。これにより、社員の安全安心に働ける環境の確保と、業務の両立を図ります。

I. 【基本の感染対策】→変更なし

- ・マスク、手指衛生、検温による体調管理
- ・来客者管理、パーティションの設置
- ・換気、定期的な清掃

II. 【検査陽性および濃厚接触者の退院および就業条件】→濃厚接触者の就業条件を変更

①検査陽性者：那覇市保健所へ連絡、または、県コールセンターへ連絡

(1) 入院・宿泊療養滞在→保健所の判断に従い、退院および就業再開する

(2) 自宅療養→陽性者との接触等から3日目、6日目、10日目を目安にPCR検査を実施し、いずれの検査でも陰性、かつ陽性者との接触等から14日間経過した場合に自宅療養を解除。

②濃厚接触者（PCR検査陰性または抗原検査陰性の場合）：

(1) 宿泊施設滞在→保健所の判断に従い、退院および就業再開する（※沖縄県では、基本的に自宅療養（健康観察））

(2) 自宅療養（健康観察）14日間

1. (変更前) 健康観察期間内に発症する可能性があるため、不要不急の外出および就業禁止

↓

(変更後) **健康観察期間内に発症する可能性があるため、外出および就業前に抗原検査を行い、就業の可否を判断する。**

2. (変更前) 公共交通機関は使用不可（不特定多数が利用するバス、モノレール、タクシー、国内線の飛行機など）

↓

(変更後) **上記1を前提に廃止**

3.健康状態を毎日確認

- ・体温測定を1日2回・激しい咳や呼吸が苦しくなるなどの症状の有無

III. 【学校休校等の際の子の看護特別休暇】

→特別休暇（リモート移行・シフト変更等、柔軟な対応をお願いします。）

※上記対処方針については、沖縄県からの指示（参考資料1）の基づいて策定したが、**今般の陽性者急拡大を受け、医療従事者の濃厚接触者に関する就業条件の見直しが行われたことから、弊社もこれに倣う**こととした。なお、健康観察期間（14日間）については、今後の官公庁の通達、科学的エビデンスを勘案して短縮を決定する。